

非住宅用太陽光発電の共同調達支援事業に関する協定（案）

兵庫県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、再生可能エネルギー導入の拡大を図るため、次のとおり非住宅用太陽光発電の共同調達支援事業（以下「本事業」という。）に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、再生可能エネルギー導入の拡大を目的に太陽光発電の普及を図る。

（役割等）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について実施する。

- (1) 甲 本事業に関する広報等の支援
- (2) 乙 本事業に係る支援事業者募集要領及び仕様書（以下「要領及び仕様書」という。）に定める事業の実施

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（募集要項等の厳守）

第3条 乙は、本事業の実施にあたり、要項及び仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（経費負担）

第4条 第2条第1項第2号に規定した事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。

（リスク等対応）

第5条 本事業の実施に伴うリスクについては、乙がすべての責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処しなければならない。

- 2 本事業の実施に伴う乙と施工事業者又は、乙と購入希望者とのトラブルにおいては、乙が適切に対処し解決しなければならない。
- 3 本事業の実施に伴う施工事業者と購入希望者とのトラブルにおいて、両者間において解決できない場合には、乙が適切に対処し解決しなければならない。

（損害賠償）

第6条 乙は、本事業の実施に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲、施工事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(協定の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙がこの協定に違反したとき。
- (2) 乙が事業実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。
- (3) 前各号に規定するほか、甲が登録を取り消すことが必要と認めるとき。

2 前項の規定により、甲がこの協定を解除した際、この協定が解除されたことにより乙に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

(協定の変更)

第8条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

(協定期間)

第9条 協定の有効期間は、締結日から令和10年3月31日までとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、兵庫県に対して情報公開請求があった場合及び事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(県内自治体との連携)

第11条 甲及び乙は、共催・協力する県内自治体と連携して本事業を実施する。

(疑義等の処理)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県神戸市中央区下山手通り 1-5-10
兵庫県知事 齋藤 元彦

乙 (住所)
(社名)
(職・氏名)